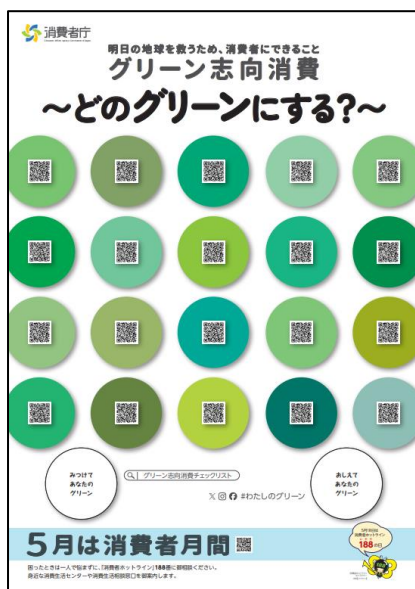


5月は 消費者月間です



1987年、消費者保護基本法（「消費者基本法」の前身）制定20周年を記念して、毎年5月が「消費者月間」として定められました。この機会に、消費者としての権利・責任について考えましょう。

令和7年度の消費者月間のテーマ【消費者庁】



テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費 ~どのグリーンにする?~

令和7年度のテーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ~どのグリーンにする?~」です。私たち消費者が、自身の消費行動は地域環境の持続可能性に影響を及ぼし得ることを自覚した上で、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか。

消費者庁
消費者月間
ウェブサイト



グリーン志向
消費に関する
行動
チェックリスト



消費者からの御相談を受け付けています

消費者相談室では、消費者の方からの経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関するご相談や情報提供を受け付け、助言、情報提供を行います。

相談受付時間

9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く））

相談受付方法

- 電話によるご相談
相談受付時間内に092-482-5458（直通）へお電話下さい。
- ホームページからのご相談
QRコードを読み取って頂き、相談受付フォームに入力のうえ送信して下さい。
- 郵便等によるご相談
消費者相談室あてご郵送下さい。
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館
九州経済産業局 消費者相談室 あて
FAX 092-482-5959（誤送信の無いよう、FAX番号をお確かめ下さい。）



こんなご相談が寄せられています！

- ネット通販で、ダイエットに効果があるというお試しサプリメントを注文した。1回目の商品到着後、すぐに2回目を送られてきたので問合せたところ、「最低4回の定期購入なので、あと2回は送る」と言われた。1回分だけ購入したつもりでいたので、定期購入の申し込みになっているとは思わなかった。
- 自宅の水漏れを無料で点検してくれると業者が訪問してきた。その後、高額な契約をしてしまったが、よく考えると高額なので、契約を取り消したい。

特定商取引法を知っていますか

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

特定商取引法の対象となる類型



訪問販売



通信販売



電話勧誘販売



連鎖販売取引



特定継続的
役務提供



業務提供
誘引販売取引



訪問購入

訪問購入のトラブル事例

- ・電話では「お皿を買い取ります」と言われていたのですが、実際に家に来たら「貴金属を売ってくれ」と言われ、アクセサリーを強引に買い取られた。
- ・契約書には「アクセサリーまとめて9点」とだけ書かれていて、何をいくらで買い取られたのか分からない。



POINT 1 突然訪問してきた購入業者は家に上げない

購入業者が突然家に来て買い取りをすることは、法律で禁止されています。

POINT2 買い取りを希望しない物品は見せない

強引な勧誘に負けて買い取られてしまうことがあります。

POINT3 契約書面はよく確認！

契約書面に物品名や価格が具体的に記載されているか確認しましょう。

また、書面を受け取ってから8日間は物品を手元に残しておくことができます。

クレジット取引について

近年、クレジットカードの不正利用被害が急増しています。被害を防止するためには、クレジットカードを使う方一人一人の注意と対策が重要です。

クレジット利用の際注意するポイント

フィッシングに注意しましょう

最近、クレジットカード会社等を装ってクレジットカード番号等の入力を求めるフィッシングメールやSMSが急増しています。クレジットカード会社が、メールやSMSを通じて、いきなりカード番号の入力を求めてくることはありません。

利用明細・利用通知を必ず確認しましょう

毎月、カード利用代金の引落日までにカード利用明細を必ず確認し、身に覚えのない請求があった場合はすぐにカード会社に連絡しましょう。また、カードが利用されると、金額等をリアルタイムに通知するサービスを提供しているカード会社もありますので、積極的に活用しましょう。

本人認証サービスを設定しましょう

3Dセキュア※（本人認証サービス）はクレジットカードの不正利用防止に有効です。今後、3Dセキュアが設定されていないクレジットカードは、ECサイトなどで使えなくなる場合がありますので、早めの設定が重要です。



消費者啓発講座を開催しませんか

消費者トラブルが複雑化しています。消費者トラブルの事例や手口を知って、消費者被害から身を守ることが重要です。

九州経済産業局では、みなさんが企画する、消費生活に関する学習会、研修会等に講師を派遣します。企業、商工会議所等における新人研修、社員研修、自治会、老人クラブ等が開催する若者、主婦、高齢者向けの講座等、概ね10名以上の会に派遣いたします。

詳細については右記QRコードからご覧いただくか、下記問い合わせ先までご連絡下さい。



消費者啓発講座
のご案内

